

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人島田稔の上告理由書及び上告理由補充書記載の上告理由について

請求公告をすべき旨の決定がされても、願書に添付した明細書又は函面の訂正の効果が生じるものではないから（実用新案法四一条によつて準用される特許法一六四条二項、一六五条一項参照）、請求公告の決定がされたことにより右訂正の効果が生じたことを前提とする所論事実誤認の主張は、その前提を欠き、また、**将来訂正審判請求に対する審決の確定によつて再審事由が生ずる可能性があるとしても、その故をもつて原判決に法令違反があるとする**ことはできない。論旨は、いずれも採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一